

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT6025124

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	JAPAN DISPLAY EAST INC.	04/01/2013
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	JAPAN DISPLAY INC.	
Street Address:	3-7-1, NIAHI-SHINBASHI	
Internal Address:	MINATO-KU	
City:	TOKYO	
State/Country:	JAPAN	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
Property Type	Number	
Application Number:	16291703	
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(202)754-9829	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	202-792-7303 X101	
Email:	mail@marqueziplaw.com	
Correspondent Name:	JUAN CARLOS A. MARQUEZ	
Address Line 1:	MARQUEZ IP LAW OFFICE PLLC	
Address Line 2:	1629 K STREET, NW SUITE 300	
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20006	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	HARU-0139	
NAME OF SUBMITTER:	JUAN CARLOS A. MARQUEZ	
SIGNATURE:	/juan.carlos.a.marquez/	
DATE SIGNED:	03/20/2020	
Total Attachments: 33		
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page1.tif		
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page2.tif		
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page3.tif		
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page4.tif		
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page5.tif		

source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page6.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page7.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page8.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page9.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page10.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page11.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page12.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page13.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page14.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page15.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page16.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page17.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page18.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page19.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page20.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page21.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page22.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page23.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page24.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page25.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page26.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page27.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page28.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page29.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page30.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page31.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page32.tif
source=JapanDisplayNameChangeDocument_with_Verification#page33.tif

THE TRANSLATION OF THE PERTINENT PARTS OF OFFICIAL DOCUMENTS

CERTIFICATION OF ALL THE CLOSED MATTER

Trade Name: Hitachi Displays, Ltd.

Trade Name was changed from Hitachi Displays, Ltd. to
Japan Display East Inc.

April 1, 2012 Changed

April 2, 2012 Registered

Trade Name: Japan Display East Inc.

Trade Name was changed from Japan Display East Inc. to
Japan Display Inc.

April 1, 2013 Changed

April 2, 2013 Registered

Head Office: 3300, Hayano, Mobara-shi, Chiba, Japan

On April 1, 2013, head office moved from "3300, Hayano,
Mobara-shi, Chiba, Japan" to "3-7-1, Nishi-Shinbashi Minato-ku,
Tokyo, Japan".

April 17, 2013 Registered

*Deleted matters are underlined.

千葉県茂原市早野3300番地
株式会社ジャパンディスプレイ
会社法人等番号: 0400-01-059563

商号	株式会社日立ディスプレイズ 株式会社ジャパンディスプレイイースト 株式会社ジャパンディスプレイ
本店	千葉県茂原市早野3300番地
公告する方法	官報に掲載してこれを行う 官報により行う 電子公告とする http://www.j-display.com ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。
会社成立の年月日	平成14年10月1日
目的	1. 液晶表示素子、反射型マイクロディスプレイ、投射型ブラウン管、直視型ブラウン管等ディスプレイ関連の電子部品・デバイスの開発、設計、製造及び販売 2. 液晶ドライバ、液晶コントローラ等の半導体集積回路の開発、設計、製造及び販売 3. 民生用電子機械器具の開発、設計、製造及び販売 4. 防犯、防災及び安全に関する設備機器の開発、設計、製造及び販売 5. 前各号に掲げた製品の製造装置等産業用電気機械器具の開発、設計、製造及び販売 6. 前各号に掲げた製品の再生処理及び再生製品の販売 7. 前各号に掲げた製品に関連する材料・部品等の開発、設計、製造及び販売 8. 前各号に掲げた製品に関連するソフトウェアの作成及び販売 9. 前各号に掲げた製品の賃貸、修理・保守サービス及び据付工事 10. 情報ネットワークシステムの構築、保守管理及び情報処理サービスに関する事業 11. 印刷、文書作成管理及び事務処理に関する事業 12. インターネットを利用した通信販売及び各種情報の提供、並びにこれら

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは特許事項であることを示す。

1/30

	の情報システムの開発、設計、運用及び保守 1.3. 電気工事、管工事、電気通信工事、機械器具設置工事、消防施設工事等の設備工事及び建築工事の設計、監理並びに計画 1.4. 古物の売買 1.5. 特許権、著作権、ノウハウ等の知的財産権の実施許諾及び使用許諾 1.6. 経営及びマーケティングに関する各種研修の企画及び実施 1.7. 前各号に関連するコンサルティング業務及びエンジニアリングの請負 1.8. 労働者派遣事業 1.9. 金銭の貸付、債権の買取、債務の保証及び投資顧問 2.0. 不動産の管理、賃貸借及びその仲介 2.1. 倉庫業及び貨物運送取扱業 2.2. 前各号に関連する一切の事業	
	(1) 中小型ディスプレイ装置およびその部品ならびに電子部品の研究、開発、製造および販売 (2) 前号に附帯関連する一切の事業 平成24年 3月30日変更 平成24年 4月 7日登記	
	(1) 中小型ディスプレイ事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理 (2) 中小型ディスプレイ装置およびその部品ならびに電子部品の研究、開発、製造および販売 (3) 前各号に附帯関連する一切の事業 平成25年 4月 11日変更 平成25年 4月 8日登記	
発行可能株式総数	80万株	
	13.0万株	平成18年 6月16日変更
		平成18年 6月29日登記
	18.40万株	平成25年 3月27日変更
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2.1万株	
	発行済株式の総数 2.5万80株	平成17年 4月 1日変更
		平成17年 4月 8日登記
	発行済株式の総数 3.4万200株	平成17年10月 1日変更
		平成17年10月 6日登記
	発行済株式の総数 6.6万640株	平成18年 4月 1日変更
		平成18年 4月 6日登記

	発行済株式の総数 90万980株	平成18年10月 1日変更 平成18年10月 5日登記
	発行済株式の総数 120万980株	平成19年 7月 1日変更 平成19年 7月 5日登記
	発行済株式の総数 461万3879株 各種の株式の数 普通株式 201万3879株 A種優先株式 260万株	平成25年 4月 1日変更 平成25年 4月 8日登記
	株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記
	資本金の額	金105億円 平成18年 6月16日廃止 平成18年 6月29日登記
	金115億200万円	平成17年 4月 1日変更 平成17年 4月 5日登記
	金137億5500万円	平成17年10月 1日変更 平成17年10月 6日登記
	金217億6600万円	平成18年 4月 1日変更 平成18年 4月 6日登記
	金277億7450万円	平成18年10月 1日変更 平成18年10月 5日登記
	金352億7450万円	平成19年 7月 1日変更 平成19年 7月 5日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内 容	普通株式 1320万株 A種優先株式 520万株 1. 剰余金の配当 当会社は、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。	

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは株消事項であることを示す。

3/30

2. 残余財産の分配

(1) 当会社は、残余財産（その種類を問わない、以下同じ。）を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、当会社の普通株式を有する株主または当会社の普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、残余財産分配額として、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、および(ii) A種優先株式1株当たりの払込金額に、払込期日（同日を含む。）から残余財産の分配が行われる日（同日を含む。）までの期間につき年利2.5%を乗じた金額（なお、1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算によって算出する。）の総額（以下「A種優先残余財産分配金」という。）を分配する。ただし、A種優先株式についての株式の併合、分割または無償割当て等の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当会社の取締役会が定める合理的なA種優先残余財産分配金の調整を行うものとする。

(2) A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先残余財産分配金のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成26年4月1日から平成46年3月31日までの間、当会社がA種優先株式1株を取得するのと引換えに当会社の普通株式1株を交付するのとを請求することができる。ただし、当会社の普通株式またはA種優先株式について株式の併合、分割、もしくは無償割当て、または当会社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当会社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。

5. 金銭を対価とする取得事項

(1) 当会社は、平成29年4月1日から平成46年3月31日までの間、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価強制取得日」という。）の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部または一部を取得するのと引換えに、分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる（以下「金銭対価強制取得」という。）。

なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、比例換算その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 金銭対価強制取得が行われる場合におけるA種優先株式1株当たりの取得価額は、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額、および(ii) A種優先株式1株当たりの払込金額に、払込期日（同日を含む。）から金銭対価強制取得日（同日を含む。）までの期間につき、年利2.5%を乗じた金額（なお、1年に満たない期間については、1年を365日とする日割計算によって算出する。）の総額とする。ただし、A種優先株式についての株式の併合、分割または無償割当て等の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当会社の取締役会が定める合理的な取得価額の調整を行うものとする。

6. 普通株式を対価とする取得事項

当会社は、平成46年3月31日までに取得請求のなかったA種優先株式の全部を、その翌日をもって取得し、当会社がA種優先株式1株を取得するのと引換えに当会社の普通株式1株を交付するものとする。ただし、当会社の普通株式またはA種優先株式について株式の併合、分割、もしくは無償割当て、または当会社を当事会社とする合併、株式交換、株式移転もしくは会社分割等調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当会社の取締役会が定める合理的な取得条件の調整を行うものとする。

平成25年 3月27日変更 平成25年 4月 8日登記

株式の譲渡制限に関する規定	譲渡による当会社の株式の取得については、株主総会の承認を要するものとする。		
	平成18年 6月16日設定	平成18年 6月29日登記	
	当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式の譲渡による取得については、当会社の承認を要する。		
	平成24年 3月30日変更	平成24年 4月 2日登記	
役員に関する事項	取締役	米内史明	平成15年 6月23日重任
	取締役	米内史明	平成17年 6月17日重任
			平成17年 7月 1日登記
	取締役	米内史明	平成19年 6月13日重任
			平成19年 6月20日登記
	取締役	米内史明	平成20年 6月12日重任
			平成20年 6月26日登記
	取締役	米内史明	平成21年 6月17日重任
			平成21年 6月23日登記
	取締役	米内史明	平成22年 6月15日重任
			平成22年 6月16日登記
			平成22年 6月30日重任
			平成22年 7月 1日登記
	取締役	田中裕成	平成15年 6月23日重任
		平成17年 3月31日就任	
		平成17年 4月11日登記	
取締役	大谷浩美	平成15年 6月23日重任	
取締役	大谷浩美	平成17年 6月17日重任	
		平成17年 7月 1日登記	

		平成19年 3月31日辞任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	吉田 和 俊	平成15年 6月23日就任
取締役	吉田 和 俊	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
取締役	吉田 和 俊	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	吉田 和 俊	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	吉田 和 俊	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	吉田 和 俊	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成22年 9月30日辞任
		平成22年10月 8日登記
取締役	佐藤 幸 宏	平成15年 6月23日重任
取締役	佐藤 幸 宏	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 4日登記
		平成17年 8月31日辞任
		平成17年 9月 9日登記
取締役	向山 健 治	平成15年 6月23日重任
取締役	向山 健 治	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

6/30

		平成18年 3月31日辞任
		平成18年 4月10日登記
取締役	藤 岡 真	平成15年 6月23日重任
		平成17年 3月31日辞任
		平成17年 4月11日登記
取締役	青 木 典 夫	平成16年 4月 1日就任
取締役	青 木 典 夫	平成17年 6月 1日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成18年12月31日辞任
		平成19年 1月10日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成18年 4月 1日就任
取締役	畑 中 和 夫	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	畑 中 和 夫	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成23年 3月31日辞任
		平成23年 4月 1日登記

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

7/30

取締役	江 橋 誠	平成16年 4月 1日就任
		平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成18年 3月31日辞任
		平成18年 4月10日登記
取締役	若 林 肇	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
		平成17年 6月 7日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成19年 6月13日重任
取締役	若 林 肇	平成19年 6月20日登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記
		平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
取締役	近 藤 裕 則	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 6月12日重任
取締役	近 藤 裕 則	平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

8/30

取締役	近藤 裕 則	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	田 宮 直 彦	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
取締役	田 宮 直 彦	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
取締役	田 宮 直 彦	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 1日登記
取締役	田 村 豊 一 郎	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
取締役	田 村 豊 一 郎	平成17年 6月17日重任
		平成17年 7月 1日登記
		平成17年12月31日辞任
		平成18年 1月10日登記
取締役	中 村 道 治	平成17年 6月17日就任
		平成17年 7月 1日登記
		平成19年 3月31日辞任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	森 和 廣	平成17年 8月 1日就任
		平成17年 8月10日登記
		平成18年12月31日辞任
		平成19年 1月10日登記

取締役	西 野 壽 一	平成17年 9月 1日就任
		平成17年 9月 9日登記
		平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成20年 9月30日辞任
取締役	伊 藤 義 文	平成20年10月 4日登記
		平成18年 1月 1日就任
		平成18年 1月10日登記
		平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
		平成20年 3月31日辞任
		平成20年 4月 4日登記
取締役	吉 見 功	平成18年 4月 1日就任
		平成18年 4月10日登記
		平成19年 3月31日辞任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	西 川 晃 一 郎	平成18年 4月 1日就任
		平成18年 4月10日登記
		平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	西 川 晃 一 郎	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	西 川 晃 一 郎	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記

整理番号 へ783205

* 正誤のあるものは抹消事項であることを示す。

10/30

		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
取締役	井本 義之	平成19年 1月 1日就任
		平成19年 1月10日登記
取締役	井本 義之	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	井本 義之	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	井本 義之	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	井本 義之	平成22年 6月13日重任
		平成22年 6月16日登記
取締役	井本 義之	平成23年 6月13日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	唐弓 幸一	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	唐弓 幸一	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	唐弓 幸一	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	唐弓 幸一	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	唐弓 幸一	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

11/30

		平成23年 3月31日辞任
		平成23年 4月 1日登記
取締役	青山直文	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	青山直文	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	青山直文	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	青山直文	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
取締役	川上潤三	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	川上潤三	平成19年 6月13日重任
		平成19年 6月20日登記
取締役	川上潤三	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	深谷正樹	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
取締役	深谷正樹	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
取締役	深谷正樹	平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

12/30

取締役	深谷 正樹	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日解任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	森田 研	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
		平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
取締役	森田 研	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
		平成22年 6月30日解任
		平成22年 7月 1日登記
		平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 4日登記
取締役	佐藤 幸宏	平成20年 6月12日重任
		平成20年 6月20日登記
		平成21年 6月17日重任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
取締役	佐藤 幸宏	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは特選事項であることを示す。

13/30

取締役	三好 崇司	平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
		平成21年 6月17日就任
		平成21年 6月23日登記
		平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
取締役	三好 崇司	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
取締役	酒井 健治	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
取締役	酒井 健治	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
取締役	酒井 健治	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
取締役	古田 豊紀	平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	古田 豊紀	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
取締役	古田 豊紀	平成22年 6月15日重任
		平成22年 6月16日登記
取締役	古田 豊紀	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
取締役	引場 正行	平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
		平成22年10月 1日就任
		平成22年10月 5日登記

整理番号 へ783205

* 下線の数字等は抹消事項であることを示す。

14/30

取締役	引 場 正 行	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	熊 倉 和 明	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月 1日登記
取締役	熊 倉 和 明	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	小 林 信 彦	平成23年 4月 1日就任
		平成23年 4月 1日登記
取締役	小 林 信 彦	平成23年 6月21日重任
		平成23年 7月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	西 康 宏	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	西 康 宏	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
取締役	福 井 功	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	福 井 功	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記

整理番号 へ783205 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 15/30

		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
取締役	保田 隆雄	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	保田 隆雄	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
		平成25年 3月31日辞任
		平成25年 4月 8日登記
取締役	大塚 周一	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	大塚 周一	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
取締役	谷山 浩一郎	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
取締役	谷山 浩一郎	平成24年 6月27日重任
		平成24年 8月 3日登記
取締役	谷山 浩一郎	
(社外取締役)		平成25年 4月 8日社外 取締役の登記
取締役	朝倉 陽保	平成25年 4月 1日就任
(社外取締役)		平成25年 4月 8日登記
取締役	鈴木 智行	平成25年 4月 1日就任
(社外取締役)		平成25年 4月 8日登記
取締役	深串 方彦	平成25年 4月 1日就任
(社外取締役)		平成25年 4月 8日登記

取締役 畑 中 和 夫	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
取締役 小 林 喜 光 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
取締役 白 井 克 彦 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
取締役 菅 野 寛 (社外取締役)	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
千葉県茂原市早野2-1-2-4番地7 代表取締役 米 内 史 明	平成15年 6月23日重任
千葉県茂原市早野2-1-2-4番地7 代表取締役 米 内 史 明	平成17年 6月17日重任 平成17年 7月 1日登記 平成17年 7月31日辞任 平成17年 8月10日登記
東京都文京区市石二丁目16番1号 代表取締役 森 和 廣	平成17年 8月 1日就任 平成17年 8月10日登記 平成18年12月11日辞任 平成19年 1月10日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成19年 1月 1日就任 平成19年 1月10日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成19年 6月13日重任 平成19年 6月20日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成20年 6月12日重任 平成20年 6月20日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井 本 義 之	平成21年 6月17日重任 平成21年 6月23日登記

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは非消事項であることを示す。

17/30

横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井本 義之	平成22年 6月15日重任
	平成22年 6月16日登記
横浜市旭区若葉台四丁目13番802号 代表取締役 井本 義之	平成23年 6月21日重任
	平成23年 7月 6日登記
	平成24年 3月30日辞任
	平成24年 4月 2日登記
	平成24年 3月30日就任
東京都中央区新川二丁目30番10-1203号 代表取締役 西 康 宏	平成24年 4月 2日登記
	平成24年 6月27日重任
	平成24年 8月 3日登記
	平成25年 3月31日辞任
	平成25年 4月 8日登記
福岡県糸島市三丈武390番地2 代表取締役 大塚 周	平成25年 4月 1日就任
	平成25年 4月 8日登記
監査役 福山 裕幸 監査役 福山 裕幸 (社外監査役)	平成16年 4月 1日就任
	平成18年 6月29日社外監査役の登記
	平成20年 3月31日辞任
監査役 長 壁 邦 治	平成20年 4月 4日登記
	平成16年 5月21日就任
	平成20年 3月31日辞任
	平成20年 4月 4日登記

監査役	西山光秋	平成16年 6月18日就任
		平成17年 3月31日解任
		平成17年 4月11日登記
監査役	木邑照高	平成17年 4月 1日就任
		平成17年 4月11日登記
(社外監査役)	木邑照高	平成18年 6月29日社外監査役の登記
		平成20年 3月31日解任
		平成20年 4月 4日登記
監査役	奥藤 註 藏	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
		平成22年 3月31日解任
(社外監査役)	奥藤 註 藏	平成22年 4月 6日登記
監査役	川 下 寛	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
		平成21年 2月27日解任
(社外監査役)	川 下 寛	平成21年 3月 4日登記
監査役	藤 原 正 樹	平成20年 3月31日就任
		平成20年 4月 4日登記
		平成22年 3月31日解任
(社外監査役)	藤 原 正 樹	平成22年 4月 6日登記
監査役	佐藤 晴 峰	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 4日登記
(社外監査役)	佐藤 晴 峰	

監査役 (社外監査役)	天 野 恭 嗣	平成22年 3月31日辞任
		平成22年 4月 6日登記
		平成21年 2月28日就任
		平成21年 3月 4日登記
		平成22年 3月31日就任
監査役 (社外監査役)	青 山 直 文	平成22年 4月 6日登記
		平成22年 4月 1日就任
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
監査役 (社外監査役)	英 徳 一 郎	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
監査役 (社外監査役)	中 村 忠 司	平成22年 4月 1日就任
		平成22年 4月 6日登記
		平成22年 6月30日辞任
		平成22年 7月 1日登記
監査役 (社外監査役)	三 木 淑 史	平成22年 6月30日就任
		平成22年 7月 1日登記
		平成24年 3月30日辞任
		平成24年 4月 2日登記
監査役 (社外監査役)	川 崎 和 雄	平成24年 3月30日就任
		平成24年 4月 2日登記
監査役 (社外監査役)	江 藤 洋 一	平成25年 4月 1日就任
		平成25年 4月 8日登記

整理番号 へ783205

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

20/30

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	監査役 川 嶋 俊 昭 (社外監査役)	平成25年 4月 1日就任 平成25年 4月 8日登記
	会計監査人 新 日 本 監 査 法 人	平成18年 6月29日会計監査人の登記
	会計監査人 新 日 本 監 査 法 人	平成19年 6月13日再任
	会計監査人 新 日 本 監 査 法 人	平成20年 7月 9日登記
	会計監査人 新 日 本 監 査 法 人	平成20年 6月12日再任
	会計監査人 新 日 本 監 査 法 人	平成20年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成20年 7月 1日新日本監査法人の名称変更
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成20年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 6月17日再任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成21年 6月23日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成22年 6月15日再任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成22年 6月16日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成23年 6月21日再任
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成23年 7月 6日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	有限責任あずさ監査法人	平成24年 6月27日就任 平成24年 8月 3日登記
	有限責任あずさ監査法人	平成24年 6月27日就任 平成24年 8月 3日登記
当社は、会社法第426条第1項の規定により、任命を受けたことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任命を受けたことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成25年 4月 1日設定 平成25年 4月 8日登記		

社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 平成25年 4月 1日設定 平成25年 4月 8日登記
新株予約権	新株予約権の総数 8万7400個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式8万7400株 本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下、「割当株式数」という。）とする。 ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。）以下同し。）又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権（当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。 $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前株式数}}$ なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に正味に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。 さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とする事由が生ずる事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（下記(2)に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。 (2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記(3)の調整に服する。）とする。 (3) 行使価額の調整 (a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）：調整後行使価額＝株式の分割に係る基準日（基準日を定めないとせば、その効力発生日）の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。 調整後行使価額＝調整前行使価額 $\times$ 分割・併合の比率 (b) 当社は、上記(a)に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。 (i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必

要とする場合。

- (i.i) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月28日から平成34年6月27日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式（ただし、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の単独株主でなくなった場合

- (2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社又は当社の子会社を懲戒解雇された場合（当社又は当社の子会社において懲戒退職の処分を受け、若し、懲戒の処分に準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。）

- (3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

- (4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に親業する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年 4月 1日発行

平成25年 4月 8日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

1万3400個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1万3400株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割当株式数」という。）とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。）以

下同じ。)又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権(当該時までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。)の総数を加えた数とする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×(分割・併合の比率)

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とするを得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

本新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨の本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額(下記(2)に定められる。)に割当株式数を乗じた額とする(1円未満の端数は切り上げるものとする。)

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。以下、当初5万円(下記(3)の調整に服する。)とする。

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する(円未満の端数第1位までを四捨五入し、小数第1位を切り上げる。)。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日(基準日を定めず)ときは、その効力発生日の前日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×(分割・併合の比率)

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外に、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。

(i-i) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年6月28日から平成34年6月27日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合

(b) 当社の発行済株式(ただし、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が3.3%以下になった場合

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社又は当社の子会社を退職解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれら

に準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合、本新株予約権者は、その保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合、当社の取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年4月17日発行

平成25年4月18日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

3,200個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式3,200株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割当株式数」という。）とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む。）以下同じ。）又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権（当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×（分割・併合の比率）

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

本新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（下記(2)に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）

(2) 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記(3)の調整に服する。）とする。

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（四捨五入小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）。調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日（基準日を定めないとときは、その効力発生日）の日以降、降又は株式の併合の効力が生ずる日以後、これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額×（分割・併合の比率）

(b) 当社は、上記（a）に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要が行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合、

(i-1) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合、

新株予約権を行使することができる期間

平成27年1月31日から平成35年1月30日（同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日）までとする。

新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。

(a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、

(b) 当社の発行済株式（ただし、潜在株式を除く。）に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合、

(c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合、

(2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は、当社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者はその保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。

(3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。

(4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競業する会社の役員に就いた場合（当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。）には、本新株予約権を行使することはできない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。

平成25年 4月 1日発行

平成25年 4月 8日訂正

第4回新株予約権

新株予約権の数

1500個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式1500株

本新株予約権1個の行使により新たに発行又はこれに代えて当社の保有する自己株式を移転（以下、株式の発行又はこれに代わる当社の保有する自己株式の移転を「交付」という。）する株式は、当社普通株式1株（以下「割当株式数」という。）とする。

ただし、割当株式数は、当社普通株式の分割（株式無償割当てを含む、以下同じ。）又は併合を行う場合には、次の算式に従って調整され、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後割当株式数に本新株予約権（当該時点までに行使され、消却され又は消滅した本新株予約権を除く。）の総数を果した数となる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数× $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前比率}}$

なお、本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

さらに、上記のほか、割当株式数の調整を必要とする事由を得ない事由が生じたときは、当社が適当と考える方法で、合理的な範囲内で割当株式数の調整を行うことができる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（下記(2)に定義される。）に割当株式数を乗じた価額とする（1円未満の端数は切り上げるものとする。）。

(2) 本新株予約権を行使することにより交付することができる株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初5万円（下記(3)の調整に服する。）とする。

(3) 行使価額の調整

(a) 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整する（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。）。

調整後行使価額は、株式の分割に係る基準日（基準日を定めないとときは、その効力発生日）の翌日以降又は株式の併合の効力が生ずる日以降、これを適用する。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{\text{分割・併合の比率}}{\text{調整前比率}}$

(b) 当社は、上記(a)に定める場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行うものとする。

(i) 当社を吸収合併存続会社とする吸収合併、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割、又は当社を株式交換完

	全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。 (i i) その他当社普通株式数の変更等により行使価額の調整を必要とする場合。 新株予約権を行使することができる期間 平成27年2月28日から平成35年2月27日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)までとする。 新株予約権の行使の条件 (1) 本新株予約権は次のいずれかの場合にのみ行使することができる。 (a) 当社普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合 (b) 当社の発行済株式(ただし、潜在株式を除く。)に係る議決権の総数に占める、平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が保有する当社の株式に係る議決権の数の比率が33%以下になった場合 (c) 平成25年4月1日現在において当社の株式に係る議決権の過半数を保有する株主が当社の筆頭株主でなくなった場合 (2) 前号の定めにかかわらず、本新株予約権の保有者(以下「本新株予約権者」という。)が当社又は当社の子会社を懲戒解雇され、又は「子会社又は当社の子会社において諭旨退職の処分を受け、若しくはそれらに準じた懲戒処分その他の制裁を受けた場合には、本新株予約権者はその保有する全ての本新株予約権を行使することができない。ただし、当社の取締役会の決議により特に行使が認められた場合は、この限りではない。 (3) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場した場合、当該上場日から1年間が経過する日まで、本新株予約権を行使することはできない。 (4) 第(1)号の定めにかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権者が、当社と実質的に競争する会社の役員に就いた場合(当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。)には、本新株予約権を行使することはできない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権の全部又は一部を無償にて取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議により、その取得する本新株予約権を定めるものとする。
会社分割	平成22年6月30日千葉県茂原市早野3-7-3 番地株式会社IPSグループと当会社に分割 平成22年 6月30日登記
吸収合併	平成23年4月1日千葉県茂原市早野3-6-8 1番地株式会社日立ディスプレイデバイスと合併 平成23年 4月 1日登記

	平成23年4月1日千葉県茂原市早野3300番地株式会社ジャパンディスプレイテクノロジーズを合併 平成23年 4月 1日登記
	平成25年4月1日東京都港区西新橋三丁目7番1号株式会社ジャパンディスプレイを合併 平成25年 4月 8日登記
	平成25年4月1日埼玉県深谷市藩羅町一丁目9番地2株式会社ジャパンディスプレイセントラルを合併 平成25年 4月 8日登記
	平成25年4月1日愛知県知多郡東浦町大字緒川字上井木50番地株式会社ジャパンディスプレイウェストを合併 平成25年 4月 8日登記
	平成25年4月1日千葉県茂原市早野3300番地株式会社ジャパンディスプレイイーストプロダクツを合併 平成25年 4月 8日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成18年 6月29日登記
	平成24年 3月30日廃止 平成24年 4月 2日登記
	監査役会設置会社 平成25年 4月 1日設定 平成25年 4月 8日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成18年 6月29日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年12月13日移記
	平成25年4月1日東京都港区西新橋三丁目7番1号に本店移転 平成25年 4月17日登記 平成25年 4月17日閉鎖

これは登記簿に記載されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(千葉地方法務局管轄)

平成25年10月22日
東京法務局新宿出張所
登記官

細 谷 賢



整理番号 へ783205 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

30/30

U.S. Patent Application No. 14/985,606

Attorney Docket No. HARU-0121

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Tadashi Noda, the undersigned, hereby declares the following:
Name

That I am knowledgeable in Japanese and English.
Language

That I have reviewed the attached Name Change Document (hereinafter, the "Document") and the accompanying English translation thereof, and hereby verify that the attached English translation is an accurate translation of the Document.

All statements made herein of my own knowledge are true and all statements made on information and belief are believed to be true. Further, these statements were made with the knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under Section 1001 of Title 18 of the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of the above-referenced application or any patent issued thereon.

Signature: 

Date: 1/26/2016

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3678143

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	HITACHI DISPLAYS, LTD.	04/01/2012
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	JAPAN DISPLAY EAST, INC.	
Street Address:	3300, HAYANO	
Internal Address:	MOBARA-SHI	
City:	CHIBA-KEN	
State/Country:	JAPAN	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
	Property Type	Number
	Application Number:	14985606
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(703)683-1080	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	7036830500	
Email:	mail@baconthomas.com	
Correspondent Name:	JUAN CARLOS A. MARQUEZ	
Address Line 1:	BACON & THOMAS PLLC	
Address Line 2:	625 SLATERS LANE, 4TH FLOOR	
Address Line 4:	ALEXANDRIA, VIRGINIA 22314-1176	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	HARU-0122	
NAME OF SUBMITTER:	JUAN CARLOS A. MARQUEZ	
SIGNATURE:	/juan.carlos.a.marquez/	
DATE SIGNED:	12/31/2015	
Total Attachments: 31		
source=JapanDisplayNameChangeDocument#page1.tif		
source=JapanDisplayNameChangeDocument#page2.tif		
source=JapanDisplayNameChangeDocument#page3.tif		
source=JapanDisplayNameChangeDocument#page4.tif		
source=JapanDisplayNameChangeDocument#page5.tif		